

第1章 廃棄物処理計画の趣旨、位置づけ及び性格

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

大量生産・大量消費型社会は、我々に物質的に豊かな社会を与えてくれたが、その一方で、廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類*の発生、最終処分場の逼迫等、我々の生活を脅かす原因ともなってきた。環境の世紀と言われる21世紀を迎えた今、我々の事業活動やライフスタイルを改めていかなければ、その環境負荷は地球の環境容量の限界を超え、我々自身の存続をも脅かしかねないほどに至っている。

もとより、我々も地球という生態系の中において存在するものであり、大量生産・大量消費型システムによって断ち切られた物質循環の環を復活し、自然の生態系と調和した持続可能な循環型社会を構築することが喫緊の課題となっている。

こうした認識を踏まえ、本県においては、平成13年5月、持続可能な循環型社会の形成を目指した基本指針となる「ひょうご循環社会ビジョン」を策定し、国においても、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする、リサイクル関連法が制定されたところである。

2 策定の経緯

本県では、一般廃棄物については、市町による「一般廃棄物処理計画」策定の際の技術的な指針となる「一般廃棄物処理計画策定指針」を平成5年3月に策定し、これに基づき、市町に対し処理計画の作成指導を図ってきたほか、平成11年3月に、ごみ処理施設の広域化・集約化を図るための「兵庫県ごみ処理広域化計画」を策定し、ダイオキシン類の排出削減、リサイクル等施設整備の促進を図ってきた。

また、産業廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、昭和51年3月の第1次から平成7年8月の第4次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定し、これに基づき、事業者や処理業者の指導を行ってきた。

このような中、平成12年6月、廃棄物処理法が改正され、同法第5条の3により、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、都道府県がその区域内における「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）」を策定することとされた。

本計画は、この改正法の規定に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物の現状と課題を踏まえ、廃棄物の発生抑制・リサイクル、適正処理に関する施策を盛り込み、本県における今後の廃棄物行政の指針として策定するものである。